

都道府県におけるフロン回収・破壊法に関する実施体制及び取組状況

(平成 21 年度 環境省「フロン回収・破壊法施行及び立入検査等の実施状況等に関する調査」結果等より作成)

1 都道府県の監視体制の状況 (平成 21 年度)

(1) フロン回収・破壊法に従事する職員数

- ・本庁 (平均) : 1.9 名 (そのうちほとんどが他業務との兼任)
- ・出先機関 (平均) : 9 名 (すべて他業務との兼任)

2 都道府県による指導状況

(1) 法に基づく指導実績

(件数)

	H16	H17	H18	H19	H20
指導・助言(35 条)	17	25	60	77	83
勧告・命令(36 条)	0	0	0	0	0

(2) 監視の強化策の例 (平成 21 年度)

- ・建設リサイクル法全国一斉パトロール (年 2 回) と合同 : 47 都道府県
- ・廃棄物の不法投棄監視との連携 : 13 都道府県
- ・フロン回収事業協会等や業界団体との連携 : 4 都道府県

3 通報等に対する都道府県の主な対応事例

別表のとおり

別表 通報等に対する都道府県の主な対応事例

No.	通報者	場所又は行為者	通報の概要	対応状況及び結果
1	—	解体工事現場	みだり放出の疑い	現地調査により、適正処理を事前指導した。その後、適正処理したことこの報告があった。(行程管理票の提出)
2	—	廃棄等実施者	フロンを回収せずにエアコンを廃棄している。	廃棄等実施者及び機器の引取業者へのヒアリングにより、フロン類未回収が判明した。法制度について指導し、顛末書の提出を受けた。
3	—	廃棄等実施者 回収業者	みだり放出の疑い	現地調査、廃棄等実施者及びフロン類回収業者に対するヒアリングにより、フロン類未回収でのリサイクル業者への転売が判明した。法制度を知らなかったため周知及び注意喚起した。
4	—	回収業者	みだり放出の疑い	報告徴収により、ポンプダウン不十分につき本体にフロン類が残り放出してしまったことが判明した。指導票を交付し、改善計画書の提出を受けた。
5	店舗の客	リサイクル業者	業務用冷蔵庫からフロンガスが漏れている。	現地調査により、修理中に誤ってフロン類を放出したことが判明した。顛末書の提出を受けた。
6	同業者	回収業者	回収したフロン類を放出している。	現地調査により関係書類の確認を行ったが、通報状況の事実は確認されなかった。
7	—	リサイクル業者	フロンをみだりに放出しているとの噂あり。	現地調査により、フロン類の入っていない機器を中古品としての売買していることを聴取したが、みだり放出の事実確認には至らなかった。
8	—	スクラップ業者	重機でつぶしてフロンを放出させている。	現地調査を実施したが、みだり放出の事実確認には至らなかった。
9	—	解体工事現場	エアコンを放置してフロンを大量に放出していた。	ヒアリングの結果、家庭用エアコンであることが判明した。その後、家電リサイクル法に基づき適正に処理されたことを確認した。
10	住民	解体工事現場	エアコンから白い煙が出ていた。	現地調査により、フロン類は解体工事前に回収済みであったことを、行程管理票及び作業写真により確認した。
11	住民	フロン類回収作業	みだり放出の疑い	ヒアリングの結果、エアコン修理過程で気密試験に用いた窒素ガスの放出をフロンガス放出と錯誤(通報)したことが判明。
12	元作業員	冷却システム製造販売、回収	みだり放出の疑い	現地調査により、製造過程で気密試験に用いた空気の放出をフロンガス放出と錯誤(通報)したことが判明した。
13	住民	リサイクル業者	当該事業所内でエアコンを分解し、フロン類を大気放出している。	現地調査の結果、対象機器が家庭用エアコンであったため、家電リサイクル法及び廃掃法担当部局へ案件を引き継いだ。

(参考) フロン回収・破壊法における担保措置

義務者	フロン回収破壊法の義務	指導・助言	勧告・命令	罰則
すべての者	フロン類の放出の禁止(38条)			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
廃業者	廃業者の引渡義務(19条)	指導・助言	勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	廃業者の回収業者への書面交付義務(19条の3・1項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	廃業者の受託者への委託確認書交付義務(19条の3・2項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	廃業者の書面及び委託確認書の写しの保管義務(19条の3・3項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	廃業者の引取証明書保管義務(20条の2・3項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	問題があった場合における廃業者の都道府県知事への報告義務(20条の2・4項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
受託者 (間を取り次ぐ者)	受託者の再委託時における遵守事項(19条の3・4項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の再委託者への委託確認書回付義務(19条の3・5項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の回収業者への委託確認書回付義務(19条の3・6項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の委託確認書の写しの保管義務(19条の3・7項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の引取証明書保管義務(20条の2・5項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
回収業者 (業登録の義務者)	都道府県知事の登録を受ける義務(9条)			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	都道府県知事への変更届出提出義務(13条)			30万円以下の罰金
	都道府県知事への廃業届出提出義務(15条)			10万円以下の過料
	登録取消、6ヶ月以内の業務の停止命令(17条)			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
回収業者 (業を行う者としての義務)	回収業者の引取義務(20条1項)	指導・助言	勧告・命令	50万円以下の罰金
	回収業者の回収基準遵守義務(20条2項)		勧告・命令	50万円以下の罰金
回収業者 (行程管理最終到達者)	回収業者の廃業者への引取証明書交付義務、写し保管義務(20条の2・1項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	回収業者の受託者への引取証明書交付義務、廃業者への引取証明書写し回付義務、写し保管義務(20条の2・2項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
回収業者 (整備時の回収)	回収業者の回収基準遵守義務(18条の2・2項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	回収業者の引取義務(18条の2・4項)	指導・助言	勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
整備者	整備者のフロン回収業者への委託義務(18条の2・1項)	指導・助言	勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	整備者の引渡義務(18条の2・3項)	指導・助言	勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
工事を請け負う者 (説明義務者)	特定解体工事元請業者の確認・説明義務(19条の2)	指導・助言		

：平成18年の法改正で追加した部分